仕 様 書

1 件名

令和8年度練馬区立施設産業廃棄物処分委託(単価契約)

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

受託者の中間処理施設所在地

4 目的

練馬区立施設から排出される産業廃棄物を受け入れて適正に処分を行うとともに、再資源化を図る。

5 廃棄物の種類

「廃棄物連絡票」(別紙1のとおり)のとおり。なお、「廃棄物連絡票」をもって廃棄物データシートに代える。

6 年間予定処分量

約 67,250 kg

 【内訳】
 廃プラスチック
 約 57,163 kg

 その他の産業廃棄物(不燃ごみ)
 約 10,087 kg

7 法令等の遵守

- (1) 受託者は、本契約の履行にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。 関連する政令および省令を含む。以下「法令等」という。) およびその他関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行にあたり、本仕様書を遵守するほか、「産業廃棄物処理委託特記事項[処分用]」(別紙2のとおり。以下「特記事項」という。)を遵守すること。
- (3) 受託者は、本契約の履行にあたり、環境関係法令を遵守するとともに、環境負荷の低減に努めること。

8 処分の方法

産業廃棄物は、つぎのとおり処分すること。

(1) 廃プラスチック

ア 廃プラスチックは、可能な限りケミカルリサイクルまたはマテリアルリサイクルのいずれかの 方法により中間処理を行う(以下「リサイクル処理」という。)こと。

イ リサイクル処理は、受託者自らが行うこと。ただし、受託者の中間処理施設においてリサイク ル処理を行うことができない場合は、受託者の中間処理施設において破砕を行い、破砕物をリサ イクル処理ができる施設へ受託者自ら運搬すること。

- ウ アまたはイの方法による処理を行うことができない場合は、熱回収による中間処理を行うこと。
- エ 熱回収は受託者自らが行うこと。ただし、受託者の中間処理施設において熱回収を行うことができない場合は、受託者の中間処理施設において破砕を行い、破砕物を熱回収ができる施設へ受託者自ら運搬すること。
- オ ア〜エのいずれの方法でも処理が困難なものについては、法令等に従い適切に処分すること。

(2) その他の産業廃棄物(不燃ごみ)

ア 受け入れたその他の産業廃棄物 (不燃ごみ) は、可能な限り再資源化できるものと再資源化できないものとに選別をすること。

- イ 再資源化できるその他の産業廃棄物(不燃ごみ)は、再資源化物として処分すること。 なお、再資源化物として有償で売却した場合は、その売却代金は受託者の所有とする。
- ウ 再資源化できないその他の産業廃棄物(不燃ごみ)は、法令等に従い適切に処分すること。

9 産業廃棄物の搬入および産業廃棄物収集運搬業者

- (1) 搬入日は、「搬入日一覧」(別紙3のとおり)のとおり。ただし、これによりがたい場合は双方協議のうえ、対応するための措置を講じること。
- (2) 委託者が別途契約する産業廃棄物収集運搬業者(以下「収集運搬業者」という。)から産業廃棄物の搬入を受け入れるごとに、必要な事項が記載された計量伝票を収集運搬業者に発行すること。
- (3) 産業廃棄物収集運搬業者の名称、住所、登録車両一覧表等は、委託者と産業廃棄物収集運搬業者との契約締結後、委託者から受託者へ書面により連絡する。

10 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

- (1) マニフェストは原則電子マニフェストを使用し、数量等を確認する。電子マニフェストは公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステム(以下「JWNET」という。)を利用するものとする。委託者および受託者は、それぞれJWNETに加入し、自ら係る費用の負担を行わなければならない。
- (2) 受託者は、法令等に定める期間内に産業廃棄物管理票(マニフェスト)を適切に処理すること。

11 受託者の事業範囲および許可証等の契約書への添付

- (1) 受託者自らがリサイクル処理を行う場合、受託者は、本契約の履行に必要な東京都知事の発行する産業廃棄物処分業許可証および産業廃棄物処理施設設置許可証を提示するとともに、その写しを添付すること。
- (2) 受託者は公益財団法人東京都環境公社の発行する「産廃エキスパート」または「産廃プロフェッショナル」のいずれかの認定証を提示するとともに、その写しを添付すること。
- (3) 契約期間中に前項(1)、(2)で提示した許可事項に変更があったときは、受託者は遅滞なくその旨を通知し、変更後の許可証等を提示するとともに、その写しを添付すること。

12 履行場所等に係る情報

- (1) 本件に係る産業廃棄物のうち、廃プラスチックの受け入れから最終処分までに係るすべての工程は23区内で行い、履行場所の所在地(住所、地名、施設の名称等)、破砕、リサイクル処理および最終処分の方法ならびに施設の処理能力は、特記事項別表1のとおりとする。
- (2) 本件に係る産業廃棄物のうち、その他の産業廃棄物(不燃ごみ)の選別および処分の場所の所在地 (住所、地名、施設の名称等)、最終処分の方法および最終処分施設の処理能力は、特記事項別表1 のとおりとする。
- (3) 特記事項別表1に記入する最終処分の場所等に変更が生じた際は、受託者は遅滞なく委託者に通知し、必要な情報を提供しなければならない。

13 処分量の算定方法

処分量の算定方法は次のとおり算定すること。

処分量=搬入前総重量(一度目計量)-搬入後総重量(二度目計量)

14 処分方法の明示

受託者は処分方法について、受け入れから最終処分までのすべての工程に係る廃棄物の処分方法およびフローチャートを提出し、委託者の承認を受けること。

15 完了報告書

受託者は、委託された業務の終了後、速やかに完了報告書を作成し、委託者に提出しなければならない。

16 業務の調査等

- (1) 本契約に係る産業廃棄物の処分が法令等に基づき、適正に行われているかを確認するため、受託者に対して当該処分に係る報告を求めることができる。
- (2) 委託者は、受託者に予告なく中間処理施設における産業廃棄物の処分状況等を調査することができる。この場合、受託者は委託者にその状況について適切に説明をしなければならない。

17 費用負担

本契約の履行に係る費用負担は、契約金額に含める。

18 契約金額および支払方法

- (1) 契約金額は産業廃棄物の処分量1kgあたりの単価(税抜)とする。
- (2) 委託者は、完了報告書を受領し履行確認を行うとともに、受託者は、完了報告書に記載した処分量を処分終了日の属する月ごとに集計した確定数量により請求を行う。
- (3) 委託者は、受託者から請求を受領した日から起算して30日以内に支払うこととする(年12回)。 なお、支払金額は、消費税を含まない単価で計算した金額に消費税相当額(10%)を加算した額とする。ただし、この支払金額に端数が生じた場合は、1円未満の金額を切り捨てる。

19 再委託の禁止

受託者は原則、この契約に係る履行の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。

※特記事項13条による。

20 その他

仕様書に定めのない事項、または状況に変化が生じた場合は、双方協議のうえ、定めることとする。

21 担当

練馬区環境部清掃リサイクル課清掃事業係 宮崎・小山内

電 話:03-5984-1059 (直通)

FAX: 03-5984-1227